

# 福岡市木造戸建住宅耐震建替工事等補助金 申請書類チェックリスト

チェックリスト作成者

※申請者または事務代行者（補助金交付申請書に記載または事務代行届にて届け出る者）が作成してください。

【工事区分】下記のうち該当するものいずれかにチェック		
<input type="checkbox"/>	(A) 建替	既存の住宅1棟すべてを除却し、人の居住を目的として当該地において新築工事を行うもの。 ※新築（棟上げ）が申請年度の1月末までに完了する予定のもの。
<input type="checkbox"/>	(B) 住替	既存の住宅1棟すべてを除却し、自らが居住するため、当該地外に地震に対する安全性が確保された住宅を建築、賃借等により確保するもの。 ※新築する場合は、新築（棟上げ）が申請年度の1月末までに完了する予定のもの。
<input type="checkbox"/>	(C) 除却	下記の【要件】(1)、(2)、(3)いずれかに該当する除却を行うもの。
【要件】下記のうち該当するものいずれかにチェック ※(A) 建替の場合は補助金の加算要件、(B) 住替の場合はチェック不要		
<input type="checkbox"/>	(1) 自らが居住するため、地震に対する安全性が確保された住宅を新築するため、居住している住宅を除却するもの	
<input type="checkbox"/>	(2) 空き家を相続又は遺贈により取得し除却するもの（相続開始日から起算して3年を経過する日の属する年の翌年3月までに行	
<input type="checkbox"/>	(3) 自らが居住する住宅を新築するため、空き家を購入し除却するもの	

## 【必要書類】

<input type="checkbox"/>	1. 補助金交付申請書（福岡市HPにてダウンロード可）		
	下記チェック項目を確認すること		
申請者	除却工事を行う住宅の所有者（又は所有者の2親等以内の者）か ※所有者の2親等以内の者が申請する場合は、申請者が補助金の交付を受けること及び建替工事等を行うことを、所有者全員が承諾していることがわかる書面（任意様式）を添付すること。	<input type="checkbox"/>	
	申請者は工事業者と契約を行い、工事代金を支払う者か。	<input type="checkbox"/>	
生年月日	申請者の生年月日に誤りはないか。	<input type="checkbox"/>	
住所	申請者の住所は住民票の記載と相違ないか。	<input type="checkbox"/>	
事務代行依頼・補助事業関係書類の受け取り	事務代行を依頼する場合や、補助関係書類の受け取りを申請者以外に指定している場合について、申請者本人の承諾は得ているか。	<input type="checkbox"/>	
	申請書記載の工事業者以外の者に事務代行・補助関係書類の受け取りを依頼する場合、「申請等事務代行届」を添付しているか。	<input type="checkbox"/>	
工事予定期間	申請年度の1月31日までの事業完了予定となっているか。 （例：令和5年度に申請→令和6年1月31日まで） 【事業完了について】 ・(A) 建替または(B) 住替で新築を行う場合は、住宅の棟上げが完了した時点 ・(B) 住替で賃貸等によって住宅を確保する場合は、既存住宅の除却及び転居もしくは賃貸借契約等が完了した時点 ・(C) 除却の場合は、既存住宅の除却が完了した時点	<input type="checkbox"/>	
同意・誓約欄	申請書下部に記載の同意・誓約欄について、申請者本人が確認したうえでチェックを行っているか。	<input type="checkbox"/>	
市税（固定資産税・都市計画税など）の納付	申請時点で納期限が到達しているものについて、納税（一括納付含む）を行っているか。	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	2. 昭和56年5月31日以前に建築された住宅であることを証明するもの（建築確認通知書又は検査済証の写し等）		
	下記①～④いずれかを提出		
①新築時の建築確認通知書又は検査済証の写し	※昭和56年5月31日以前に増築している場合は増築時のもの。	<input type="checkbox"/>	
②台帳記載事項証明書	①の書類が手元にない場合に提出（福岡市役所4F建築指導課にて取得）	<input type="checkbox"/>	
③建築士が建築基準法集団規定に違反していないことを証明する書類	①、②が取得できない場合（建築確認履歴がない場合）に提出（参考書式については、建築物安全推進課にお問い合わせください） ※建築士の方に該当建築物が建築基準法集団規定に違反していないことを証明してもらう必要があります。	<input type="checkbox"/>	
④固定資産税公課証明書	建築基準法施行以前（昭和25年11月22日以前）に建築された場合、もしくは建築当初に市街化調整区域であった区域に建築されている場合に提出（各区役所納税課等で取得できます。取得の際は、備考欄に建築時期及び経過年数を記載するよう依頼して取得してください。）	<input type="checkbox"/>	

裏面に続く

<input type="checkbox"/> 3. 建物の所有者が確認できるもの		
建物の全部事項証明書（建物登記簿）	登記簿上の所有者と申請者が異なる場合（2親等以内の親族が所有者の承諾を得て申請する場合を除く）は、下記①～③いずれかの書類を添付すること。 ※建物登記簿に記載している地番と「2. 昭和56年5月31日以前に建築された住宅であることを証明するもの」に記載している地番が異なる場合は、地番の変遷がわかる土地の閉鎖登記簿を添付すること。	<input type="checkbox"/>
①建物の取得直後で建物登記が完了していない場合		
建物の売買契約書等	登記簿上の所有者と申請者間で所有権の移転が行われていることが確認できるもの。	<input type="checkbox"/>
②所有者が亡くなっており、相続登記が完了していない場合（1）、（2）いずれかを提出		
(1) 遺産分割協議書、公正証書遺言など	申請者が相続人となることが確認できるもの。 ※申請者以外の相続人がいる場合は、申請者が補助金の交付を受けること及び建替工事等を行うことを、相続人全員が承諾していることがわかる書面（任意様式）を添付すること。	<input type="checkbox"/>
(1)が無い場合		
(2) 法定相続人全員が確認できる書類	所有者の出生から死亡までの戸籍謄本 ※法定相続人が複数いる場合は、申請者が補助金の交付を受けること及び建替工事等を行うことを、相続人全員が承諾していることがわかる書面（任意様式）を添付すること。	<input type="checkbox"/>
③ ①、②に該当せず、やむを得ない理由により建物所有者が確認できない場合		
固定資産税の納税通知書等	申請者本人が固定資産税の支払いをしていることがわかるもの。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 4. 既存住宅の耐震性が確認できる資料（①、②いずれかを提出）		
① 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票（様式第1号）※福岡市HPでダウンロードできます。		<input type="checkbox"/>
調査者	申請者、事務代行者以外の者が調査を行った場合は、申請者との関係性がわかる書類を添付し、連絡先を記載すること。	<input type="checkbox"/>
現況写真	Ⅲ）一見して倒壊の危険性が判断できる項目にチェックがある場合は、当該箇所の写真を添付。	<input type="checkbox"/>
② 耐震診断結果報告書（一般財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき診断されたもの）		<input type="checkbox"/>
上部構造評点	総合評点0.7未満か。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 5. 既存住宅の現況がわかる図面、写真等		
現況写真	建物全体が確認できる写真か。	<input type="checkbox"/>
図面	写真のみでは既存住宅の現況がわからない場合は、平面図、立面図等を提出。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 6. 除却工事費がわかる見積書		
見積内容	対象工事費（建物本体の解体に係る費用）がわかる見積となっているか。 ※建設工事費、外構工事撤去費用等は補助対象外経費になるので、分けて記載すること。	<input type="checkbox"/>
見積期限	見積の有効期限は、申請時点で有効なものとなっているか。	<input type="checkbox"/>
新築する住宅の建設工事にかかる見積書 ※新築を行う場合		<input type="checkbox"/>
見積期限	見積の有効期限は、申請時点で有効なものとなっているか。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 7. 住民票等 ※（B）住替、【要件】（1）に該当する場合に提出		
発行日	申請日から遡って3か月以内に発行したものか。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 8. 住替先の住宅が、地震に対する安全性が確認できる資料 ※（B）住替に該当する場合に提出		
昭和56年6月以降建築の場合は①、昭和56年5月以前建築の場合は②を提出		
① 住替先の住宅の全部事項証明書（建物登記簿）		<input type="checkbox"/>
建築時期	昭和56年6月以降に建築されたことが確認できるか。 ※登記簿上の建築時期が昭和56年中の場合は、別途確認通知書等の書類を求める場合があります。	<input type="checkbox"/>
② 住替先の住宅の耐震性が確認できる書類（耐震診断結果報告書等）		<input type="checkbox"/>

※申請者が法人の場合、代理受領制度を利用する場合は次項も確認

以下、申請者が法人の場合に提出

□ 9. 法人登記の全部事項証明書		
役員全員の名前ふりがな、生年月日が確認できる資料（任意様式）を添付すること。		□
□ 10. 消費税額の取扱いについての届出等		
法人の確定申告状況によって必要書類が異なります。 「木造戸建住宅耐震建替工事等補助 補助金申請の手引き」の「別紙 申請者が法人である場合の、消費税額の取り扱いについての届出」を参照して下記いずれかの書類を提出してください。		
補助金の交付の申請に係る申出書	「木造戸建住宅耐震建替工事等補助 補助金申請の手引き」を参照し、記載内容を確認した。	□
完了報告時または工事を行う年度の属する決算期の確定申告後に提出が必要な書類	「木造戸建住宅耐震建替工事等補助 補助金申請の手引き」を参照し、記載内容を確認した。	□
以下、代理受領制度を利用する場合に提出		
□ 11. 代理受領事前申請書（福岡市HPにてダウンロード可）		
□ 12. 法人登記の全部事項証明書（代理受領を行う施工業者のもの）		
役員全員の名前ふりがな、生年月日が確認できる資料（任意様式）を添付すること。 ※福岡市HPにて参考様式「役員名簿」をダウンロード可		□
□ 13. 誓約兼同意書（福岡市HPにてダウンロード可）		

各種様式は下記HPからダウンロードできます。

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/bid\\_safe/life/1656.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/bid_safe/life/1656.html)

